

市民活動促進のための基本指針

～地域コミュニティの活性化に向けて～

素案

平成 24 年 月

春日井市

目次

第1章 指針策定の趣旨	2
1 指針策定の趣旨	2
2 市民とは	3
3 市民活動とは	3
4 組織の種類	3
第2章 春日井市の市民活動を取り巻く現状と課題	4
1 地縁型組織の現状と課題	4
2 テーマ型組織の現状と課題	5
3 企業等の社会貢献型組織の現状と課題	6
第3章 地域コミュニティの活性化に向けた5つの取組の推進	7
1 人材の発掘と育成	8
2 情報の共有	8
3 魅力ある事業の実施	8
4 地域資源の有効活用	9
5 活動主体相互の連携	9
第4章 3つの活動主体と市民、行政の役割	10
1 地縁型組織の役割	10
2 テーマ型組織の役割	10
3 企業等の社会貢献型組織の役割	10
4 市民の役割	11
5 行政の役割	11
おわりに	11

第1章 指針策定の趣旨

■ 1 指針策定の趣旨

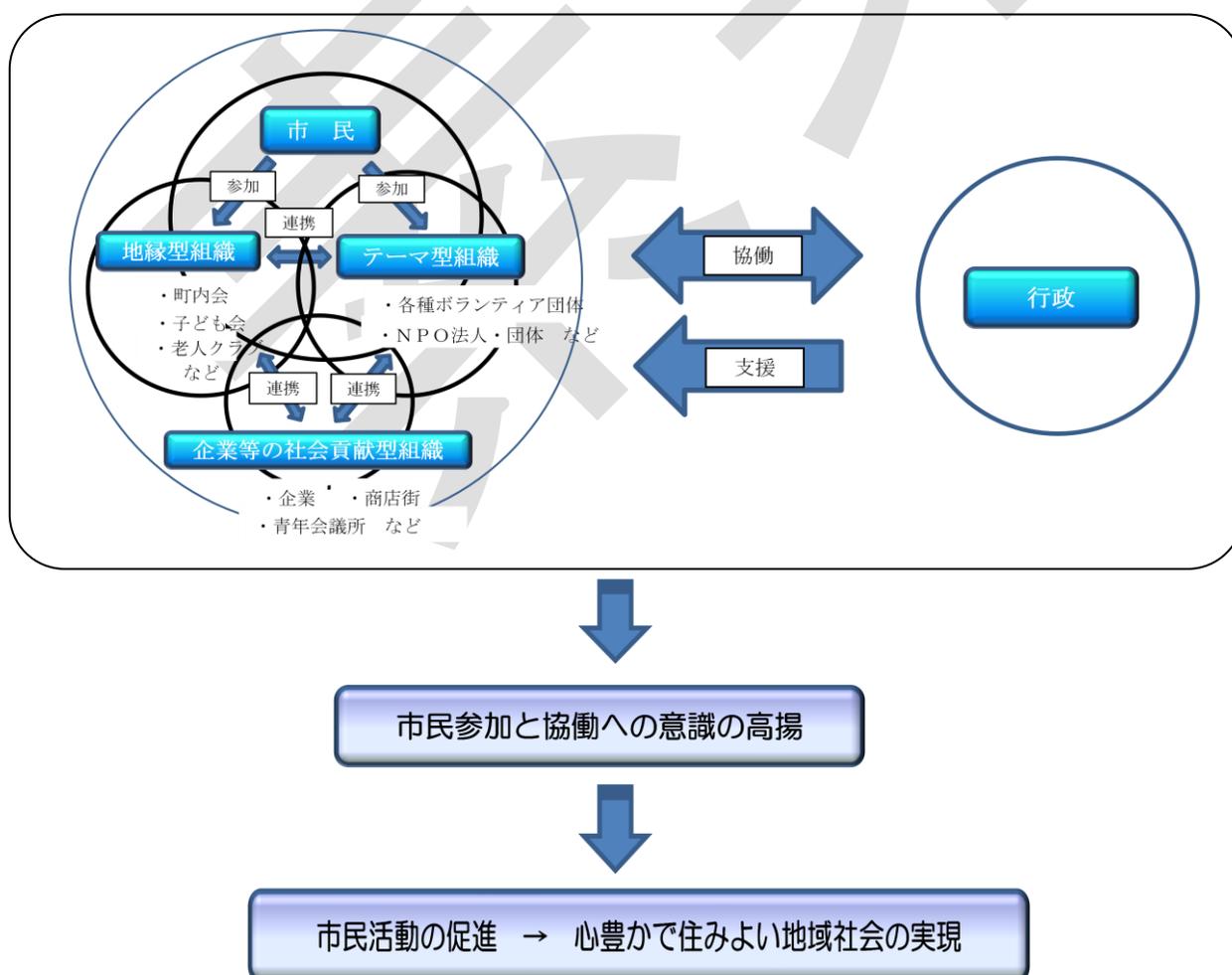
市民を取り巻く社会環境は日々変化しており、市民活動の姿にも変化が見られ、市民一人ひとり活動への参加意識や活動への期待も多様化しています。

これまでは町内会等の地縁団体が地域活動の中心を担ってきましたが、最近では地域に限定されず、特定の目的やテーマを持った市民活動団体や、企業による社会貢献活動も活発に行われています。

心豊かで住みよい地域社会の実現は、市民と行政が共有すべき理念であり、その実現のためには、こうした団体による市民活動がさらに促進されることが不可欠です。

市では各団体間が交流、連携し活動が促進される仕組みづくりを積極的に行うとともに、市民の参加と協働への意識を高め、市民主体のまちづくりを一層進めるための基本指針を策定します。

○市民活動促進のイメージ



■ 2 市民とは

この指針における「市民」とは、市内に居住している人のほか、市内へ通勤通学している人としてします。

■ 3 市民活動とは

この指針における市民活動は次に掲げる活動とします。

- (1) 市民が自主的、自発的に自らの発意と責任に基づいて行う活動
- (2) 市民の誰に対しても開かれている活動
- (3) 公益性のある活動
- (4) 継続的に行われる活動
- (5) 営利を目的としない活動
- (6) 宗教・政治活動を目的としない活動

■ 4 組織の種類

この指針において市民活動を行う組織の種類は次のように分類します。

- (1) 地縁型組織（区・町内会・自治会、子ども会、老人クラブ、コミュニティ推進協議会 など）
- (2) テーマ型組織（ボランティア団体、NPO 法人・団体 など）
- (3) 企業等の社会貢献型組織（企業、商店街、青年会議所などの団体）

組織の種類	主な団体	主な活動分野
地縁型組織	○区・町内会・自治会 ○子ども会 ○老人クラブ ○コミュニティ推進協議会 など	○地域の交流イベント ○防犯・防災 ○地域清掃 ○会報の発行 ○青少年健全育成 ○高齢福祉 など
テーマ型組織	○各種ボランティア団体 ○NPO 法人・団体 など	○障がい者支援 ○高齢者支援 ○学術・文化・芸術又はスポーツの振興 ○環境保全 ○子どもの健全育成 ○防犯・防災 ○保健・医療 ○国際協力 など
企業等の社会貢献型組織	○企業 ○商店街 ○青年会議所などの団体 など	○地域の交流イベント ○地域清掃 ○防犯・防災 ○施設開放 など

第2章 春日井市の市民活動を取り巻く現状と課題

策定委員会での意見や平成21年に市が実施した地域福祉に関するアンケートの結果を踏まえた市民活動の現状と課題は次のとおりです。

■ 1 地縁型組織の現状と課題

【現状】

- (1) 加入率が低下している。
- (2) 役員のなり手が少ない。
- (3) 役員や会員が高齢化している。
- (4) 役員や会員が仕事などで忙しく、活動できにくい。
- (5) 縦割り型の伝統・文化があり、閉鎖的である。
- (6) 地域のコミュニティが希薄化している。
- (7) 若い人が興味を持つような活動ができていない。
- (8) 活動がマンネリ化している。
- (9) 活動に必要な情報や専門知識が不足している。
- (10) 他の団体やグループと交流する機会が乏しい。
- (11) 活動資金が不足している。
- (12) 役員や会員に世代や男女の偏りがある。
- (13) 市民に情報発信する場や機会が乏しい。
- (14) 個人情報保護が活動上の壁になる場合がある。

【課題】

- (1) 加入率の向上。
- (2) 若い人の役員への取り込み。
- (3) 若い世代への参加呼びかけ。
- (4) 団塊の世代への参加呼びかけ。
- (5) 積極的な情報の提供・入手。
- (6) 活動者間の情報交換・交流会の実施。
- (7) 専門性を持った市民活動団体や企業との連携。
- (8) 活動資金の確保。(コミュニティビジネスの取組)
- (9) 個人情報の把握方法。
- (10) 団体の価値を市民に理解してもらうこと。

■ 2 テーマ型組織の現状と課題

【現状】

- (1) 活動資金が不足している。
- (2) メンバーが仕事などで忙しく、活動できにくい。
- (3) 市民に情報発信する場や機会が乏しい。
- (4) メンバーが高齢化している。
- (5) 会議や活動の場の確保に苦勞する。
- (6) メンバーに世代や男女の偏りがある。
- (7) 活動がマンネリ化している。
- (8) 若い人が興味を持つような活動ができていない。
- (9) 役員のなり手が無い。
- (10) 外部からの問い合わせや相談を受ける体制がない。
- (11) 自分たちのテーマに専念している団体が多く、他団体との連携に乏しい。

【課題】

- (1) 活動に気楽に参加できる雰囲気づくり。
- (2) 活動内容に関する情報を伝達する方法。
- (3) 共に活動する仲間を増やす。
- (4) 活動のリーダーの育成。
- (5) ボランティア・NPO 活動の趣旨の啓発。
- (6) 活動したい人のコーディネート。
- (7) 家族や職場の活動への理解を得ること。
- (8) 若い人の役員への取り込み。
- (9) 知識や技術を学ぶ機会や体験の機会の充実。
- (10) 自分たちの持つ専門性や特技を活かし、他団体と連携・協力すること。

■ 3 企業等の社会貢献型組織の現状と課題

【現状】

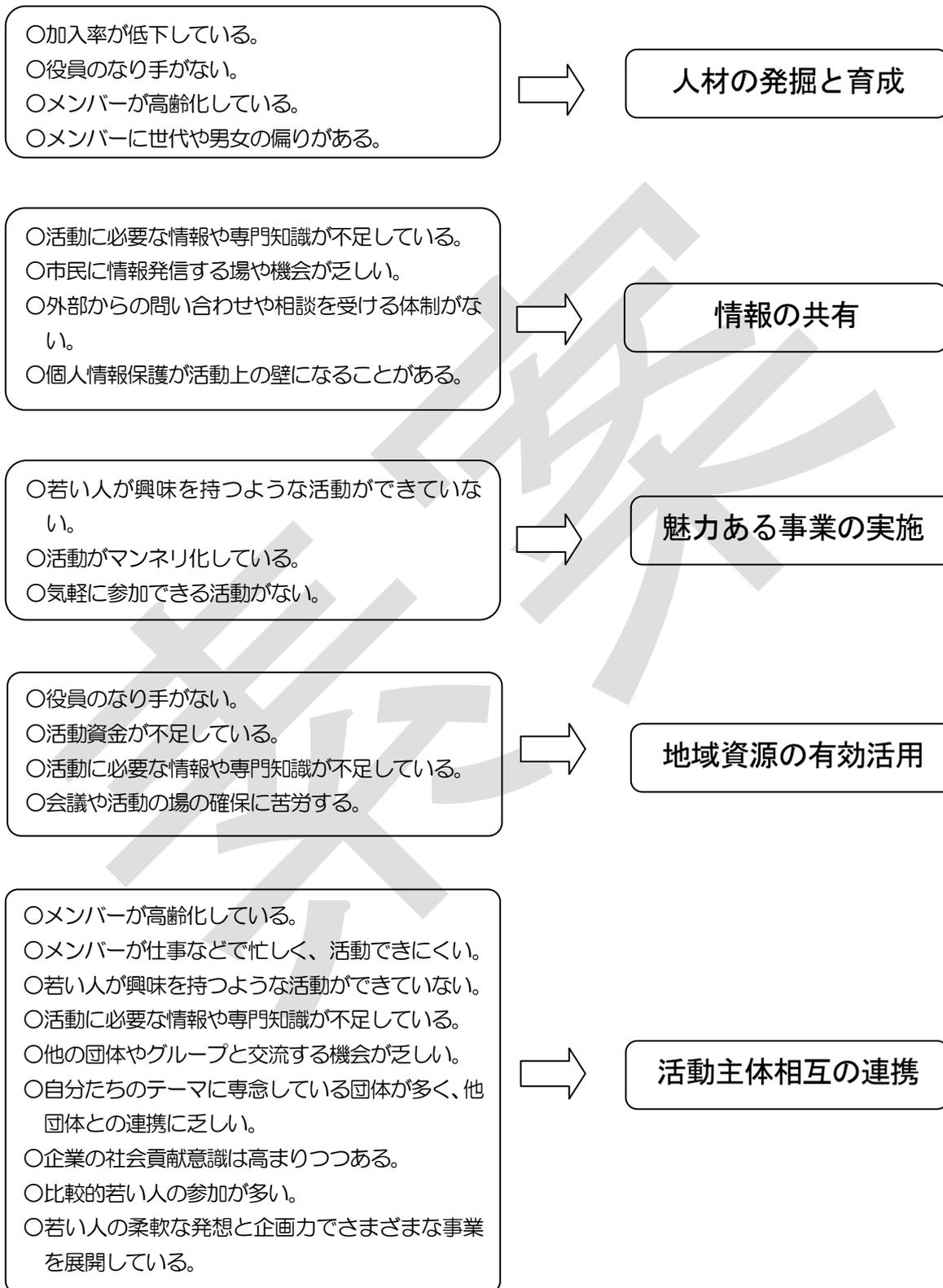
- (1) 企業の社会貢献意識は年々高まりつつある。
- (2) 比較的若い人の参加が多い。
- (3) 若い人の柔軟な発想と企画力でさまざまな事業を展開している。
- (4) 青年会議所は毎年理事長が交代し、活動も単年度制である。
- (5) 青年会議所ではこれまで以上に公益的な活動に重点を置く予定である。

【課題】

- (1) 企業の若い力や専門性などを地域に活かす方法。
- (2) 企業が取り組む活動を市民に知らせる広報活動や情報提供の方法。
- (3) 個人の情熱で活動する場合も多く、それを制度化する方法。

第3章 地域コミュニティの活性化に向けた5つの取組の推進

各活動主体の現状を踏まえ、地域コミュニティの活性化に向けて、5つの取組を推進します。



■ 1 人材の発掘と育成

加入率の低下や役員のなり手不足などは活動上の大きな問題となっていますが、地域には豊富な知識や技能を持った人や、「何かやりたい」、「やってもいい」と思っている人が潜在的にいると思われれます。特に、団塊の世代は活動の担い手として最も期待できる存在であると言えます。仕事を持った現役世代の人たちも活動の時間を工夫するなどすれば参加が可能になるかもしれません。

また、役員に若い人のポストを設けるということも、参加のきっかけづくりとして有効な手段であると思われれます。より多くの人たちに参加してもらうことにより、特定の人へ負担が集中することも避けられ、誰もが無理なく可能な範囲で活動することができ、長続きにもつながります。

■ 2 情報の共有

地域コミュニティの活性化のためには、活動に関する情報や行政に関する情報を市民及び各活動主体、行政がやりとりできる環境をつくることが不可欠です。市民にとっては活動に参加するきっかけとなる情報、各活動主体は他の活動主体に関する情報や行政情報、行政にとってはできるだけ多くの活動に関する情報が重要になってきます

しかしながら、中には情報の受発信の手段や人的パワーに乏しい団体もあり、行政や他の団体が支援し情報共有が容易にできるような仕組みが求められます。また、個人情報については活動上必要であるにも関わらず、本人の同意が得られないため、入手できないケースがあります。非常にデリケートな問題ですが、趣旨を説明し理解してもらうことが大切です。行政からの個人情報の提供についても、法に基づき提供可能なものは提供するよう柔軟な対応に努める必要があります。

■ 3 魅力ある事業の実施

活動を始めてから一定の期間が経過すると、活動のマンネリ化が課題になってきます。メンバーが固定化してくると、新たな発想が生まれにくくなったり、区・町内会・自治会のように役員が短時間で交代する場合などは、ノウハウに乏しいため前例踏襲になりがちです。そのため、活動には多くの意見を取り入れ、今まで見過ごしてきた視点や新たな視点を大切に、魅力ある事業を企画・実施していくことが求められます。こうした事業を展開していく中で、新たな発想や発見が生まれ、隠れたニーズが引き出されることも考えられます。また、これまで活動に関心を示さなかった人が、参加するきっかけにもなります。しかし、必ずしもマンネリ化が悪いというわけではありません。毎年、同じことが継続して行われることにより、例えば子どもたちが10年後、20年後その地域に帰った時、「ああ、全然変わってないな。」という、“懐かしさ”や“故郷”というもの

を感じることもできます。このため、マンネリ化のあり方もすべて否定的に捉えるのではなく、既存の事業の良さを継承しながら、その時々ニーズに合うよう少し工夫することで、さらに魅力ある事業になっていく可能性もあります。

■ 4 地域資源の有効活用

地域にある、潜在的な資源を有効活用して活動に厚みを持たせることは、地域の活性化にとっても効果的です。例えば、豊富な知識や技能を持った人を活動の担い手として登用したり、活動資金を調達するために、これまで働いてきた人たちに知恵を出してもらい、コミュニティビジネスを展開するなど、新たな取組みの可能性を秘めています。このコミュニティビジネスは、活動資金の調達以外にも、「ささやかなお金」が流通することにより、活動動機を高めたり、新しいアイデアを生み出したり、活動に責任を持つようになるといった効果が期待できます。

区・町内会・自治会が所有する集会所などは地域活動の拠点として貴重な資源であり、さらに、地域の学校や企業の協力が得られればそれらの施設も有効活用でき、新たな地域資源となり得ます。

■ 5 活動主体相互の連携

地域を取り巻く環境が大きく変化する中、地域課題も複雑多様化し個々の活動団体の取組だけでは解決できない場合が出てきています。また、団体によっては高齢化により活動が困難になるケースも見受けられます。こうした中、地縁型組織、テーマ型組織、企業等の社会貢献型組織の3つの主体が連携することにより、それぞれが持つ特性や資源、知識、ノウハウを活かしながら互いの活動を補完し合うことが可能になります。ただし、地域には歴史的背景や地域性があり、団体の連携のあり方は異なります。そのため、それぞれの特性を理解し、尊重し合いながら連携することが必要です。

第4章 3つの活動主体と市民、行政の役割

前章の地域コミュニティの活性化に向けた5つの取組みを推進するにあたり、3つの活動主体と市民、行政は次のような役割りを担います。

■ 1 地縁型組織の役割

- (1) 積極的な加入促進活動を展開し、加入率の向上を図る。
- (2) 豊富な知識や技能を持った人や団塊の世代への参加を促すなど、担い手の発掘に努める。
- (3) 市民活動情報サイトなどを活用し、積極的かつ効果的な情報提供を行う。
- (4) 区長町内会長連合会、市子連、市老連、コミュニティ推進連絡協議会などを活用し、情報交換や交流を深める。
- (5) より充実した活動を行うため、コミュニティビジネスなどに取り組む。
- (6) テーマ型組織や企業等の社会貢献型組織との連携を図る。
- (7) 団体の存在意義を高める工夫をする。

■ 2 テーマ型組織の役割

- (1) 広報や新聞、市民活動情報サイトなどで活動内容をPRするなどして、誰もが気楽に参加できる環境づくりに努める。
- (2) 各種講習会や研修などへ積極的に参加し、知識・技術の向上を図る。
- (3) 地縁型組織や企業等の社会貢献型組織と連携し、自分たちの持つ専門性や特技を地域に活かす。
- (4) 高齢化が進んでいる団体では、若い世代の取り込みを積極的に行い、組織の若返りや活動の活性化を図る。
- (5) 若い世代のみで組織する団体は、持ち前の行動力や発想力を活かし、団体の枠を超えた幅広い活動に努める。

■ 3 企業等の社会貢献型組織の役割

- (1) 地元の地縁型組織と連携し、柔軟な発想力や企画力、技術力などを活かし、地域の活性化を図る。
- (2) 地縁型組織の中に役員として参加するなどし、地域貢献に努める。

■ 4 市民の役割

- (1) 地域活動へ関心を持ち、自分ができるところを考え、実行に移す。
- (2) 市民一人ひとりが地域コミュニティ活性化の担い手であることの意識を高める。
- (3) まずは最も身近な市民活動団体である、区・町内会・自治会に加入する。

■ 5 行政の役割

- (1) さまざまな分野で活動する団体や市民をまちづくりのパートナーと位置付け、協働のまちづくりを推進する。
- (2) 活動に必要な支援、(補助金交付や備品の貸出、施設の利用等)を継続して行う。
- (3) 区長町内会長連合会やコミュニティ推進連絡協議会、市ボランティア連絡協議会、市子連、市老連、青年会議所、商工会議所などと連携を図り、市民活動の促進に努める。
- (4) 市民活動に関する講座や研修会、交流会などを開催し人材育成に努める。
- (5) 関係各課が窓口となり、団体間の連携のきっかけづくりやコーディネートを行う。
- (6) 市民活動団体の求めに応じ、可能な限りの情報公開・提供を行う。
- (7) ホームページや広報などで、活動の紹介や団体間の先進的な連携の事例などをPRする。
- (8) 学校などの施設を柔軟に使える仕組みを検討する。

おわりに

未 定